

中災防の新事業「団体安全衛生活動援助事業」

プラン 「たんぽぽ計画」について

中央労働災害防止協会 梶川 清*

はじめに

中央労働災害防止協会では、本年4月より、労働省からの委託による、「団体安全衛生活動援助事業」をスタートさせました。この事業は、災害発生割合の高い労働者数50人未満の小規模事業場の安全衛生水準の向上を図るため、中小企業の団体に対して2年間当該団体が行う安全衛生活動を支援するとともに、その構成員である事業場の安全・健康・快適な職場づくりをサポートするものです。

「団体安全衛生活動援助事業」を関係者の方々に広くご理解いただくために、事業の愛称を「たんぽぽ^{プラン}計画」と決めました。中災防としては、この「たんぽぽ計画」の推進を通じ、中小企業団体、小規模事業場に安全衛生のタネを蒔き、21世紀という新しい時代にふさわしい職場環境づくりのお役に立ちたいと考えています。

なお、従来より中災防において実施をしてきました「中小企業集団安全衛生活動促進事業」（以下「促進事業」といいます。）につきましては、現在活動している認定集団に対する支援期間が終了する平成13年3月末をもってアフターサービス以外の本体事業を終了することとしております。

1. 事業運営組織

この事業を運営する組織は次のとおりであり、アドバイザーチームの編成以外は、従前の促進事業の運営組織と同じです（図1参照）

- ① 本部：中小企業安全衛生推進センター（中災防中小企業対策部に設置。以下「推進センター」といいます。）
- ② ブロック支部：全国の7カ所（北海道、宮城県、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）に設置されている中災防の地区安全衛生サービスセンター及び2カ所（富山県、香川県）に設けられている同支所

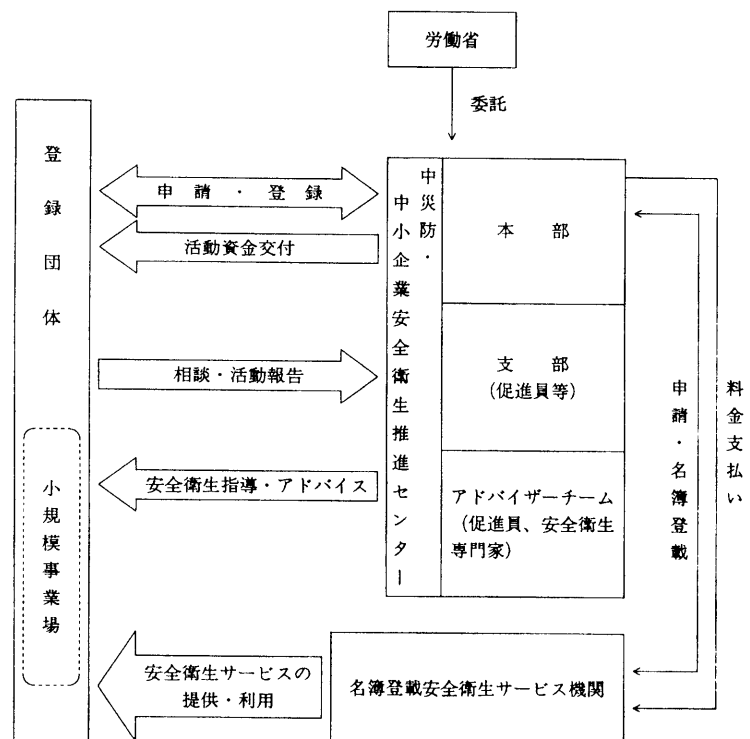


図1 団体安全衛生活動援助事業の概要

* 常任理事 中小企業対策部長

また、外部専門家の委任要件としては、次のいずれかの要件に該当し、アドバイザーとしての活動が可能な健康な者となります。

- ① 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントで、(他)日本労働安全衛生コンサルタント会の当該都道府県支部に所属している者
- ② 労働災害防止団体の安全管理士及び衛生管理士
- ③ 安全衛生行政経験者等の安全衛生専門家、大学等教員、技術士等
委任する期間は2年間となります。

担当する団体数は、原則として1団体を受け持っていただきますが、適任者不在の場合は2団体まで受け持ち可能となっています。

外部専門家に対する謝金は、年間30回程度の支援活動をお願いすることを前提として年額30万円を予定しております。

(2) アドバイザーチームの業務及び役割

アドバイザーチームの主たる業務内容は次のとおりです。

- ① 安全衛生活動実態調査の指導、督励、評価等
- ② 団体安全衛生活動計画の策定、見直しに当たっての指導及び助言
- ③ 構成事業場の安全衛生活動計画策定、見直しに当たっての指導及び助言
- ④ 運営委員会への出席（チームとして延べ4回／年）
- ⑤ 構成事業場会議への出席及び説明等
- ⑥ 安全衛生サービスプログラムの利用に係る指導及び助言
- ⑦ 団体及び構成事業場の日常安全衛生活動実施に当たっての指導、助言
- ⑧ 団体及び構成事業場からの安全衛生に関する相談業務
- ⑨ 団体活動資金の管理、経理についての指導、助言
- ⑩ 都道府県支部等に対する活動報告

⑪ 経営者安全衛生講習会の運営に関する業務

⑫ その他登録団体に必要な指導、助言等

アドバイザーチームの役割分担は、促進員又は促進担当者が主として団体の運営全般に関すること及び団体活動資金の管理、経理に関することを受け持つようになります。

安全衛生専門家は、主として団体及び構成事業場における安全衛生活動に対する指導や相談業務等の技術的事項を担当することとなります。したがって、例えば、安全衛生専門家であるアドバイザーチームには、各登録団体の運営委員会及び構成事業場に対して安全衛生診断や安全衛生教育等の重要性を理解してもらったり、団体及び構成事業場の年間活動計画の作成にあたっては、指導、助言を行っていただいて、その後の活動が円滑に進められることが期待されます。

4. 安全衛生サービスプログラム

(1) 安全衛生サービスの提供

「新事業」では、対象小規模事業場に対して、安全衛生サービスを提供することによって、作業環境の改善、機器の安全化、労働者の安全衛生活動に関する能力向上及び健康の保持増進等の自主的活動を支援し、安全衛生活動水準の向上を図ることとしています。

安全衛生サービスの提供は、中災防のほか、安全衛生サービスの実施を事業としている安全衛生サービス機関のうち、中災防が名簿登載した機関が行うこととしています（図2参照）。

対象小規模事業場が利用することができる安全衛生サービスは、次の5種類です。

なお、安全衛生サービスの利用に必要な料金は、推進センターが全額負担します。

- ① 安全衛生診断等
- ② 安全衛生教育（技能講習を含む）
- ③ 特定自主検査（動力プレス機械及びフォークリフトに限る）
- ④ 特殊健康診断
- ⑤ 作業環境測定

(2) 安全衛生サービスの利用

安全衛生サービスの利用については、本部推進センターが登録団体ごとに年間利用枠を設け、各登録団体に通知されます。利用枠は、予算額の範囲内で決められますが、1団体1年間で300万円程度が上限となる見込みです。

各登録団体は、利用枠の範囲内で対象小規模事業場の希望をもとに、安全衛生サービスの利用計画を作成し、推進センターに援助申請を行います。推進センターでは、申請のあった利用計画を審査し、援助決定します。

安全衛生サービスを利用する場合は、登録団体が発行する「安全衛生サービス利用申込書」を、名簿登載機関に提出してサービス提供を依頼します。依頼を受けた名簿登載機関等は、対象小規模事業場に対し、依頼のあった安全衛生サービスを実施します。

対象小規模事業場が利用した安全衛生サービスの料金は、サービスを実施した名簿登載機関等からの請求により、推進センターが直接支払います。

(請求、支払いは、年3回に分け、一定時期に行うこととしています。)

なお、安全衛生サービスを利用できる期間は、毎年度2月末日までとします。

(3) 安全衛生専門家に期待される活動

ここでは、労働安全・衛生コンサルタントに協力をお願いしたいと考えている活動について述べます。

① 安全衛生診断等

対象小規模事業場の安全衛生診断のほか、特定の機械設備に係る点検基準・作業標準の作成、指導を行う。いずれも料金は1件につき5万円(消費税込み)です。

② その他

中小企業経営者安全衛生講習会の講師や団体活動として開催される安全衛生研修会等の講師をお願いすることがあります。

5. 名簿登載安全衛生サービス機関

「たんぼぼ計画」に参加を希望する安全衛生サービス機関は、中災防の「名簿登載機関」となって、対象小規模事業場に必要的安全衛生サービスを実施していただくことになります。

安全衛生診断等を実施するサービス機関の名簿登載要件は、次の事項を満たすものです。

- ① 労働大臣登録されている事務所であること
- ② 事務所には(株)日本労働安全衛生コンサルタント会が実施する、次のいずれかの研修を修了した者がおり、その者は、原則として安全衛生診断の実務経験が3年以上あること。
 - i) 労働安全研修又は労働衛生研修
 - ii) 労働安全・労働衛生コンサルタント登録時研修

名簿登載を希望される安全衛生サービス機関は、推進センター本部又は各支部にご照会ください。

これまで述べてきましたように、「たんぼぼ計画」の事業実施については、関係サービス機関のご協力を賜る機会が多々あるところですが、とりわけ(株)日本労働安全衛生コンサルタント会に所属している皆様方には、この事業運営上の根幹をなすアドバイザーチームの一員となって活動していただくこととなり大変感謝しております。

関係者の皆様におかれましては、中小企業団体、小規模事業場の安全衛生水準の向上を図るという当初の目的をご理解のうえ、この事業の円滑な実施に向けて今後ともご支援、ご協力方お願い申し上げます。

新刊案内

産業安全研究所技術指針

- ・爆発圧力放散設備技術指針(NIIS-TR-No.34)
- ・安全帯構造指針(NIIS-TR-No.35)
- ・集じん機及び関連機器における粉じん爆発防止技術指針(NIIS-TR-No.36)

お問合わせ先：労働省産業安全研究所

TEL 0424-91-4512 (代)